

## 第3章 ごみ処理事業

### 1 三島市のごみ処理方法について

三島市における一般廃棄物（ごみ）の収集は、「生活系ごみ」と「事業系ごみ」とに分類し、「生活系ごみ」については、主にごみ集積所（ステーション）方式を採用し、燃えるごみ、資源ごみ、資源古紙、ペットボトル・白色トレイ・白色発泡スチロール、危険不燃物、乾電池等に区分して、分別収集を行っている。また、平成 25 年度から 27 年度にかけて実施したごみ焼却処理施設の基幹的設備整備工事による延命化効果の維持を目的として、平成 28 年度より集積所に排出されるごみの収集基準を厳格化したことで、年間数 10 回起こっていたごみ詰まりによる焼却炉の停止が 10 回以下に減少した。なお、厳格化に伴うルール違反ごみ増加の対策として、出前講座や広報誌等による市民への周知と、ルール違反者への警告文発送や清掃センターへの呼び出し等の指導を行っている。

粗大ごみや集積所に出せなかったごみを自ら処理施設へ持ち込む場合は、平成 28 年度からの生活系自己搬入ごみの有料化に伴い、有料で処理を行っている。さらに、「粗大ごみ戸別収集事業（※1）」の実施により、収集依頼があった場合は、有料で収集を行っている。

「事業系ごみ」については、事業者責任の原則（廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 4 条）から事業者自らが処理施設へ持ち込むか、あるいは一般廃棄物許可業者との契約による収集運搬となっており、いずれも有料で処理している。ただし、1 回の排出が 10 kg 以下の「少量排出事業者」については、自治会長や町内会長の承認後、市に届出すれば、有料の指定ごみ袋を使用することにより、ごみ集積所の利用を可能とし、市の委託業者が収集している。

平成 15 年 10 月からは、ごみ集積所へ出すことが身体的に困難で、身近な人等の協力を得られない高齢者・障がい者等の負担を軽減するため、玄関先等まで出向いてごみの収集を行うとともに、声を掛けて安否の確認をすることにより高齢者、障がい者等の福祉の増進を図ることを目的とする「ふれあいさわやか回収事業（※2）」を実施している。

収集したごみのうち可燃ごみは、ごみ焼却施設（全連続燃焼式焼却炉（流動床炉））で焼却処理し、資源ごみ・粗大ごみは、粗大ごみ処理施設で破砕選別処理している。

これらの処理施設から排出された焼却灰、破砕残渣は、清掃センター内の最終処分場で埋立処理をしているが、平成 22 年度より最終処分場の延命化を図るため、焼却灰等の一部を外部搬出している。

※1 「粗大ごみ戸別収集事業」の実績（令和 3 年度実績）

申込件数	2,186 件（うちキャンセル 65 件）	収集件数	2,158 件
収集量	159,710kg	実施日数	240 日

※2 「ふれあいさわやか回収事業」の実績（令和 3 年度実績）

利用世帯数	243 世帯	年間延べ件数	9,598 件	回収量	58,810kg
高齢・障がい等の別	高齢者	193 件	声かけの有無	有り	83 件
	身障者	50 件		無し	160 件